高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

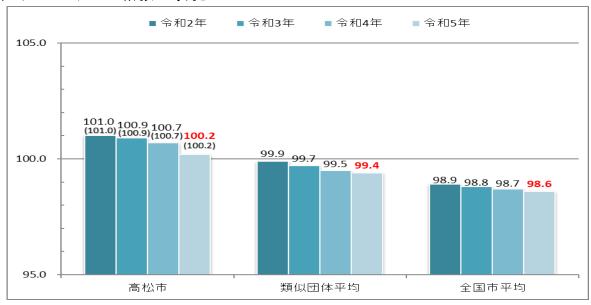
区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(令和5年1月1日)	A		В	B/A	令和3年度の人件
						費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	413,711	173,425,179	3, 900, 580	32,405,642	18.7	17.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区	分	職員数		j	給 -	与 :	費	(参考)	(参考)
		A	給	料	職員手当	期末•勤勉手当	計	一人当たり	類似団体
							В	給与費	一人当たり
								B / A	給与費
令和	1	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 年	度	3,068	12,799	9,131	3,423,949	4,940,614	21,163,694	6,898	6,332

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員 (再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表 (一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレ

ス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平 均したものである。
- ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 - ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
 - ③国の運用と異なり、短高卒についても大卒と同様の昇任制度を設けているため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(参考)

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、高松市においても6%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

		各年度の支給割合									
		平成 2	7年度								
	平成	4月1日	遡及	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和
	26 年度	時点	改定	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年 度
		7 7	後								
国基準に											
よる支給	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
割合											
高松市の											
支給割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
	l	I.	1	l	l						

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	41.9歳	315,833円	414,149円	360,692円
香川県	42.8歳	324,617円	413,561円	357,415円
玉	42.4歳	322, 487円	_	404,015円
中核市	42.1歳	318,629円	414,556円	363, 483円

②技能労務職

			公務員	1			民 間		参考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
高松市	48.9歳	336 人	335,600円	392, 176 円	366,878円	_	_	_	_
うち清掃職員	54.3 歳	100人	364, 100 円	447, 432 円	396, 736 円	廃棄物処理 業従業員	47.3歳	310,800円	1. 28
うち学校給食員	47.3歳	128 人	335, 200 円	378, 691 円	366, 910 円	調理士	41.7歳	246,600円	1. 49
うち守衛	48.1歳	4 人	378, 100 円	494, 481 円	427, 581 円	守衛	53.1歳	245,000円	1. 75
うち用務員	57.3歳	17 人	376,900 円	409, 459 円	402, 486 円	用務員	49.1歳	241,700円	1. 67
うち自動車 運転手	56.3歳	7人	356, 900 円	430, 298 円	386, 884 円	乗用自動車 運転者	58.9歳	245, 900 円	1. 57
うちその他 技能労務職	42.4 歳	80 人	287,800 円	332,608 円	317, 152 円				
香川県	54.9 歳	9人	320, 379 円	344, 222 円	337,626 円	_	_		
玉	51.2歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329, 178 円	_		_	_
類似団体	50.8歳	189 人	319, 196 円	375, 461 円	349,871 円		_	_	_

		参	参考			
区分		年収ベース(試				
		公務員(C)	民間(D)	C/D		
	高松市	6, 352, 212 円	— 円			
	うち清掃職員	7, 136, 984 円	4,321,100 円	1.65		
	うち学校給食員	6, 234, 192 円	3,297,400 円	1.89		
	うち守衛	7,885,772 円	3, 347, 000 円	2. 36		

うち用務員	6, 814, 308	円	3, 253, 900	円	2.09
うち自動車運転手	6, 966, 676	円	3, 122, 500	円	2.23
うちその他 技能労務職	5, 316, 996	円		円	_

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2~令和4年の3ヵ年平均)。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年 度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援、各種、専修)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	45.9歳	382,831円	428, 360円
香川県	46.2歳	379,641円	433, 973円
中核市	46.3歳	381,556円	447, 103円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	39.1歳	314, 497円	351, 323円
香川県	41.6歳	347,679円	392, 327円
中核市	39.3歳	307,220円	360,607円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区	分	高 松 市	香川県	国
60. 스크 코스 파카	大 学 卒	185, 200円	191,700円	185, 200円
一般行政職	高 校 卒	154,600円	158,900円	154,600円
사 사 ^고 ^고 다	高 校 卒	159, 350円	147,700円	_
技能労務職	中学卒	_	140,000円	_
高等(特別支援	大 学 卒	214, 200円	214, 200円	_
、各種、専修) 学校教育職	高 校 卒	170,500円	170,500円	_
小・中学校(幼	大 学 卒	185, 200円	214, 200円	_
稚園)教育職	高 校 卒	154,600円	170,500円	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266, 203円	367,741円	385,661円	397,682円
一	高 校 卒	228, 350円	292,900円	369, 200円	387,817円
壮	高 校 卒	213, 100円	253,680円	352, 217円	376,871円
技能労務職	中学卒	_	_	_	***
高等学校教育職	大 学 卒	***	***	***	***
小・中学校(幼稚 園)教育職	大学卒	***	362,450円	391,967円	_

^{※「***」}については、対象者が1名であり個人の特定に繋がることから記載しないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

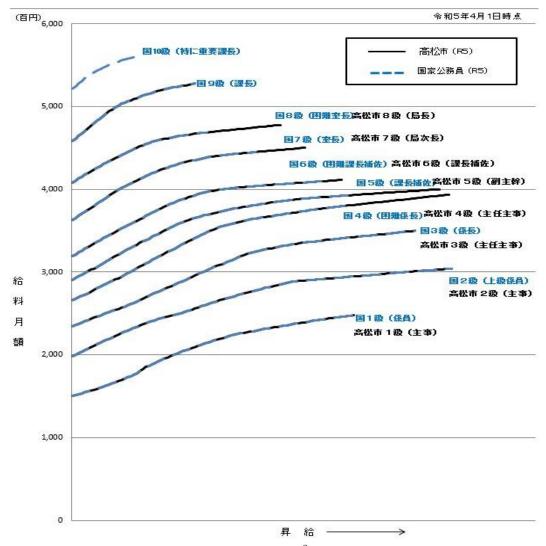
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の				
				給料月額	給料月額				
1級	主事、技師	216人	15.1%	150,100円	247,600円				
2級	主事、技師	207人	14.5%	198,500円	304,200円				
3級	主任主事、主任技師	264人	18.4%	234,400円	350,000円				
4級	係長、主任主事、主任技師	248人	17.3%	266,000円	393,500円				
5級	課長補佐、副主幹	297人	20.8%	290,700円	400,000円				
6級	課長、課長補佐	149人	10.4%	319,200円	411,200円				
7級	局次長、課長	36人	2.5%	362,900円	450,100円				
8級	局長、局次長	14人	1.0%	408,100円	477,600円				
9級	局長	0人	0.0%	458,400円	527,500円				

⁽注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

00%	9級 0.0%	7級8級9	級 0.0%	7級8級9	級 0.0%	7級 8級
00% –	6級10.4%	2.5%1.0%	6級10.5%	2.6%1.2%	6級10.1%	2.3% 1.3%
80% –	5 級		5 級		5 級	
0% –	20.8%		21.2%		20.3%	<u> </u>
0% –	4 級		4 級		4級	
0% –	17.3%		17.7%		24.0%	
0% –	3級		3級		3級	
0% –	18.4%		17.4%		13.5%	
0% –	2級 14.5%		2級 14.0%		2級 7.7% 1級	
0% –	1級		1級		20.8%	
0% 🗀	15.1%		15.5%			

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (高松市)

2	令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理	職員	一般	職員
イ.	人事評価を活用している))
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0		0	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)		0		0
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

※特に記載のない限り、1人当たりの平均支給額及び支給実績には、再任用職員及び臨時的任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 市	香川県	国
1人当たりの平均支給額(令和4年度)	1人当たりの平均支給額(令和4年度)	
1,505千円	1,666千円	_
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
2.40月分 2.00月分	2.40月分 2.00月分	2.40月分 2.00月分
(1.35)月分 (0.95)月分	(1.35)月分 (0.95)月分	(1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5%~20%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
	管理職加算 10~25%	管理職加算 10~25%

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (高松市)

	令和5年度中における運用	管理	職員	一般	職員
イ.	人事評価を活用している)		
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率				

	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率	0	0	0	0
	標準の成績率のみ (一律)				
П.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

	高 松	市		玉	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算 (定年前早期: 1人当たり平均支給額	退職特例措置 2	2%~22%加算) 21,976千円	その他の加算 (定年前早期i		%~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員(事務局費を含む)に支給 された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支 給 実 績(令和4		763,481千円		
支給職員1人当たり平均支給年額		238,961千円		
支給対象地域	支給率	支給対象	象職員数	国の制度 (支給率)
高松市(下記を除く)	6%		3,191人	6%
< 医師・歯科医師 >	16%		2人	16%
東京都 (特別区)	20%		2人	20%

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

(<u>1/ 1/ // 3/1// 1 -</u>	1 (13 1H O	1 1/4 1 17 20 122/		
支給実績(令和4	年度決算)		240,452 千円	
支給職員1人当た	り平均支給年額		130,326 円	
職員全体に占める	手当支給職員の	の割合(令和4年度)		55.8 %
手当の種類(手当	数)			3 1
手当の名称	主な支給	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支
	対象職員		(令和4年度決算)	給単価
税務事務職員	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納	15,666 千円	1日につき500円
手当		税課、市民税課若しくは資産税		
		課に勤務する職員で市税の賦課		
		徴収等に関する事務に従事した		
		もの		
		(2) 前号に定める職員で市税の滞	439 千円	差押調書
		納処分に従事したもの又は納税		1 件につき 200 円
ļ		課に勤務する職員(国保・高齢		差押物件引揚

		者医療課、介護保険課、こども	0 千円	1件につき 300円
		保育教育課及び下水道業務課に		
		兼務を命ぜられた者に限る。)		
		で国税又は地方税の滞納処分の		
		例により処分できる歳入の滞納		
		処分に従事したもの		
自動車乗務職員	技能労務職	(1) 財産経営課、こども保育教育	2,055 千円	月額 4,400 円
手当	一般行政職	課、環境指導課、環境業務課、		
	((2)のみ)	西部クリーンセンター、学校又		
		は中央図書館に勤務する職員で		
		、自動車の運転に従事するもの		
		(2) 牟礼総合センター、環境指導	1,997 千円	月額 4,400 円
		課、環境業務課又は西部クリー		
		ンセンターに勤務する職員(特		
		に市長が指定した職員に限る。		
)で、前号に定める職員に代わ		
		って自動車の運転に従事するも		
		<i>o</i>		
		(3) 環境指導課、環境業務課又は	80 千円	1日につき340円
		西部クリーンセンターに勤務す		
		る職員で大型・小型特殊自動車		
		のうち、特に市長が指定する特		
		殊自動車を1日につき4時間以		
		上運転したもの		
		(4) 前号に定める特殊自動車に1	0 千円	1日につき340円
		日につき4時間以上同乗して作		
		業に従事した職員		
用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損	148 千円	1日につき 650円
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
		に従事した職員		
夜間業務手当	一般行政職	次のア又はイに掲げる職員(正		
	技能労務職	規の勤務時間による勤務の一部		
		又は全部が深夜(午後10時から		
		翌日の午前5時までの間をいう		
		。以下同じ。)である場合に限		
		る。)で、当該深夜においてそ		
		れぞれア又はイに掲げる業務に		
		従事したもの	0F0 -7 : III	1 勘数に 0 も 700
		ア財産経営課に勤務する職員	258 千円	1 勤務につき 780 円 (その勤務に含
		守衛の業務		まれる深夜におけ
				る勤務時間が2時
				間未満の場合は 410円)
		イ 西部クリーンセンターに勤	1,721 千円	1勤務につき
		務する職員 じんかいの焼却		1,100円(その勤務
				に含まれる深夜に

		又は破砕の作業		おける勤務時間が 2時間以上5時間 以下の場合は730 円、2時間未満の 場合は410円)
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することに より、通常利用している交通機 関を利用できない職員	0 千円	1回につき 1,140円
公害防止等業務 手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、 現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査に従事したもの又は直接騒音、振動、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の規制若しくは調査指導に従事したもの	152 千円	1日につき 270円
福祉事務従事職 員手当	一般行政職看護保健職	(1) 社会福祉主事(同心得を含む。)、身体障害者福祉司(同心得を含む。)若しくは知的障害者福祉司(同心得を含む。)の職にある者で直接社会福祉、身体障害者福祉石(は知的障害者福祉の業務に従事するもの又は障がい福祉課に勤務する保健師で直接精神障害者福祉の業務に従事するもの	19, 779 千円	1 目につき 420 円
		(2) 行旅死病人の収容又は保護に 従事する職員で、直接行旅死病 人の収容又は保護の業務に従事 したもの	0 千円	行旅死亡人1体に つき 5,400円 行旅病人1件につ き 1,800円
保育・幼児教育従 事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に 勤務する保育教育士等で、保育 又は幼児教育の業務に従事する もの	39,936 千円	1日につき 400円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務 する職員で、直接火葬業務に従 事したもの	4,827 千円	1日につき 2,500 円
		(2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの	120 千円	1日につき 250円
じんかい処理手 当	一般行政職技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は市営住宅 課に勤務する職員で、直接じん かいの収集又は処分に従事したもの		1日につき 960円
		(2) 環境指導課、環境業務課又は		1日につき 1,260円

		西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集 又は処分に従事したもの(自動 車の運転に従事した者を含む。) (3) 南部クリーンセンター又は西 部クリーンセンターに勤務する 職員で、直接じんかいの焼却、 破砕又は選別の作業に従事した もの	7, 911 千円	1日につき 960円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	衛生センター、下水道業務課、 下水道整備課又は下水道施設課 に勤務する職員で直接汚物処理 に従事したもの	815 千円	1日につき 1,060円
精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	0 千円	1日につき290円
		(2) 保健所に勤務する保健師又は 精神保健福祉相談員で、精神障 害者の社会復帰に関する相談又 は指導の業務に従事したもの	194 千円	1日につき 290円
結核患者訪問手 当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結 核患者の訪問指導の業務に従事 したもの	18 千円	1日につき230円
狂犬病予防等作 業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 犬、猫、有害鳥獣等の捕獲、 引取り、収容又は処分の作業 に従事したもの		1日につき 910円
1. 女松木类改工	医棒状络脑	(2) 保健所に勤務する職員で、前 号の作業以外の狂犬病予防等に 係る作業に従事したもの		1 日につき 250 円 1 日につき
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で 、獣畜のとさつ又は解体の検査 業務に従事するもの	001 [1]	350円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引 の管理業務に従事したもの ア 正規の勤務時間による勤務と して午前5時15分から従事し た職員	20 千円	1 日につき 800 円
		イ 正規の勤務時間による勤務と して午前6時15分から従事し た職員	6 千円	1 日につき 600 円

当	当 技能労務職 以上の足場の不安定な箇所又は 地下若しくは水面下 4 メートル 以上の深所で行う土木工事作業 若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員 0 千円 1 日につき 300 円 2 日 2	
## 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 #	地下若しくは水面下 4 メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員 道路上作業手当 一般行政職 交通を遮断することなく行う道	
以上の深所で行う上水工事作業 若しくはその監督又は検査の業務に従事した限員	以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員 道路上作業手当 一般行政職技能労務職 交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員 0 千円 1 日につき300 円 建築主事手当 一般行政職 建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの 167 千円 1 日につき250 円	
# とくはその監督又は検査の表 務に従事した職員	若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員 道路上作業手当 一般行政職技能労務職 交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員 0 千円 1 日につき300 円 建築主事手当 一般行政職 建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの 167 千円 1 日につき250 円	
一般行政職 大龍		
選路上作業手当 一般行政職 交通を遮断することなく行う道 技能労務職 交通を遮断することなく行う道 技能労務職 投票主事の職にある者で建築物 でである である である	道路上作業手当 一般行政職 技能労務職 交通を遮断することなく行う道 路の維持修繕作業に従事した職員 0 千円 1 日につき 300 円 建築主事手当 一般行政職 建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの 167 千円 1 日につき 250 円	
技能労務職	技能労務職	
技能労務職	技能労務職 路の維持修繕作業に従事した職員	
建築主事手当	建築主事手当 一般行政職 建築主事の職にある者で建築物 167千円 1日につき 250円	
次書応急作業等 全職種	の確認等の業務に従事したもの 250円	
次害応急作業等 全	の確認等の業務に従事したもの	
 集当 集音が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した簡所又は発生するお初を加算した額) (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した簡所又は発生するおそれの著しい簡所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 消防業務手当 消防職 消防業務に従事する消防更員(教急業務手当の項に定める者を除く。) 消防職 (1) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ボンブ自動車の運転に従事した消防変員(2) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ボンブ自動車の運転に従事した消防変員(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ボンブ自動車の運転に従事した消防変員(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ボンブ自動車の運転に従事した消防変員(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ボンブ自動車の運転に従事した消防変員(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防がボンブ自動車の運転に従事した消防変員(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防がボンブ自動車の運転に従事した消防変員(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防がボンブ自動車を除く。)の運転に従事した消防変員 夜間特殊業務手 消防職 交替制動務者で、正規の勤務時間による動務の一部又は全部が深夜にお 	(4) 日 (4) 日 (4) 日 (5)	
# 当		
それがある現場において巡回監視の業務に従事した職員		におい
(2) 異常な自然現象により重大な		
(2) 異常な自然現象により重大な 災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員		
(2) 異常な自然現象により重大な 災害が発生した箇所又は発生す るおそれの著しい箇所で応急作 業又は応急作業のための災害状 況の調査の業務に従事した職員 消防業務手当 消防職 消防業務手当の項及び救助業務 手当の項に定める者を除く。) (1) 車両総重量が8,000キログラ ム以上の消防用自動車の運転 に従事した消防更員 (2) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防ボンブ自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防用自動車(消防ボンブ自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防用自動車(消防ボンブ自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防用自動車(消防ボンブ自動車を除く。)の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防用自動車(消防ボンブ自動車を除く。)の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム来満の消防用自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム来満の消防用自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム来満の消防用自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム来満の消防用自動車の運転に従事した消防更員 (3) 車両総重量が8,000キログラ ム来満の消防用と対策を除く。)の運転に		
次書が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	(領で加昇し	/こ 俶 /
次書が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	(2) 異党か白鉄租象により重大か 20 千円 1 日につき	
おいて	730 円 (日初	から日
業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 その額にその100分の50に相当する額を加算した額 消防業務手当 消防職 消防業務に従事する消防吏員 (救急業務手当の項及び救助業務 手当の項に定める者を除く。) 5,946 千円 月額 1,700 円	出までの間	
没の調査の業務に従事した職員		
消防業務手当 消防職 消防業務に従事する消防吏員 (救急業務手当の項及び救助業務 手当の項に定める者を除く。)	分の50 にあ	
救急業務手当の項及び救助業務	祝の調査の業務に促事した職員 額を加算し	た額)
救急業務手当の項及び救助業務		
1	消防業務手当 消防職 消防業務に従事する消防吏員 (5,946千円 月額 1,700	円
消防自動車乗務 職員手当 (1) 車両総重量が8,000キログラ	救急業務手当の項及び救助業務	
職員手当	手当の項に定める者を除く。)	
職員手当		き 240
(2) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員 (3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員 を間特殊業務手 消防職 交替制勤務者で、正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が深夜にお	職員手当 ム以上の消防用自動車の運転 円	
本未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員 3,087 千円 1 勤務につき 190 円 本未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員 7 1 勤務につき 190 円 を間特殊業務手間による勤務の一部又は全部が深夜にお 1 勤務につき 190 円	に従事した消防吏員	
本未満の消防ホンプ目動車の連転に従事した消防吏員 (3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員 交替制勤務者で、正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が深夜にお	(2) 車両総重量が8,000キログラ 753千円 1 勤務につ	き 210
(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員 3,087 千円 円 1 勤務につき 190円円 夜間特殊業務手 消防職 間による 勤務の一部又は全部が深夜にお 3,087 千円 円 1 勤務につき 190円円	ム未満の消防ポンプ自動車の運	
本満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員 夜間特殊業務手 消防職 交替制勤務者で、正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が深夜にお	転に従事した消防吏員	
ム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に 従事した消防吏員 円 夜間特殊業務手 当 消防職 間による 勤務の一部又は全部が深夜にお		き 190
ンプ自動車を除く。)の運転に 従事した消防吏員 夜間特殊業務手 当 消防職 間による 勤務の一部又は全部が深夜にお		
従事した消防吏員		
当 間による 勤務の一部又は全部が深夜にお		
勤務の一部又は全部が深夜にお	夜間特殊業務手 消防職 交替制勤務者で、正規の勤務時	
	当間による	
リアをわれて要致に発車した巡	勤務の一部又は全部が深夜にお	
いて114746の未務に促事した相	いて行われる業務に従事した消	
防吏員	防吏員	

]	I		28, 153 千円	1回につき
		ア 深夜勤務が5時間以下のもの	20, 100]	730円
		イ 深夜勤務が2時間未満のもの	2,481 千円	1回につき 410円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消	5,558 千円	月額 7,000 円
		防吏員で、救急救命処置の業務		
		に従事するもの		
		(2) 救急業務に従事する消防吏員	3,496 千円	月額 3,400 円
		(前号に定める者を除く。)		
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2,031 千円	月額3,400円
年末年始等勤務	全職種	(1) 次のア又はイに掲げる職員		
手当		で、年始(1月1日から同月3		
		日までをいう。以下同じ。)又		
		は年末(12月29日から同月		
		31日までをいう。以下同じ。		
)に平常勤務の態様で勤務に従		
		事したもの(消防吏員を除く。		
		ア環境指導課、環境業務課若	1,440 千円	1日につき 8,400
		しくは西部クリーンセンターに		円 (4時間以下
		勤務し、直接じんかいの収集若		の場合は4,200円)
		しくは処分に従事した職員(自		
		動車の運転に従事した者を含む		
		。)、南部クリーンセンター若		
		しくは西部クリーンセンターに		
		勤務し、直接じんかいの焼却、		
		破砕若しくは選別の作業に従事		
		した職員又は衛生センターに勤		
		務し、直接汚物処理に従事した		
		職員		
		イ アに掲げる職員以外の職員	940 千円	1日につき 5,300
				円 (4時間以下 の場合は2,650円)
		(2) 年始又は年末に宿直勤務又は	0 千円	1 夜又は1日につ
		日直勤務に従事した職員		き 5,300円 (半夜
				又は半日(4時間以下)の場合は
				2,650円)
		ただし、前号ただし書に定める	0 千円	1夜又は1日につ
		勤務場所において宿直勤務又は		き 8,400円(半夜 又は半日(4時間
		日直勤務に従事した職員		以下)の場合は
			0.074 7 7	4,200円)
		(3) 年始又は年末に平常勤務の態	2,274 千円	1 日につき 1,700 円
		様で勤務に従事した消防吏員		1 3

		(4) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課若し、は西部クリーンともののでは処分に従事した者を含むました。では西部クリーンセンターに、では西部クリーンセンターに、では西部クリーンとは西部クリーンを対し、直接じんかい作業に従事したもの	996 千円	1日につき3,300円(4時間以下の場合は1,650円)
有害物等取扱手当	医療技術職技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員(医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。) で、エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務(MRI検査を除く。)に従事したもの(2) 保健所に勤務する職員で、病		1日につき 160円
		原微生物検査に従事したもの(同一の日に次号の規定の適用を受けない者に限る。)(3)保健所に勤務する職員で、有害物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。以下この号においたまのとは有害物のガス、事したもの又は有害物のガス、	119 千円	1日につき 290円
(新型コロナウ		事したもの又は有害物のガス、 蒸気若しくは粉じんを発散する 場所において立入検査に従事し たもの (4) 保健所に勤務する職員で、直 接薬剤散布に従事したもの 新型コロナウイルス感染症から		1日につき 450円
イルス感染症に かかる特例)		市民の生命及び健康を保護する ために緊急に行われた措置に係 る業務であって、新型コロナウ イルス感染症患者等に接して行 う検体採取若しくはその補助又 はこれらに準ずる業務に従事し た職員		円 (患者等の身体に 接触して、又はこ れらの者に長時間 にわたり接して行 う業務の場合は 4,000円)

保健衛生業務手	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業	2,812 千円	1日につき 150円
当		務に従事した職員		
成为点为虚然类	医康杜洛啦	(1) 成为点の区界及形成为点の用	36 壬 田	1日につき 290円
感染症治療等業	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患	90 1 1 1	1 4 (5) 5 200 1
務手当		者に対する医療に関する法律(
		平成10年法律第114号)第6条第		
		2項から第5項までに規定する		
		感染症その他これらに準ずる感		
		染症として市長が定める感染症		
		(以下この号において「感染症		
		」という。)に関して直接調査		
		し、又は感染症の病原体に汚染		
		されている区域において行う患		
		者の看護若しくは移送若しくは		
		当該病原体の付着した物件若し		
		くは付着の疑いのある物件の処理などない。		
		理作業に従事した職員	ΛτΠ	1日につき 400円
		(2) 家畜伝染病予防法第2条第1	0 十円	11日にうさ 400円
		項に規定する家畜伝染病のうち		
		人畜共通の伝染性疾病の病原体		
		に汚染されている区域において		
		行う患畜の飼育又は当該病原体		
		の付着した物件若しくは付着の		
		疑いのある物件の処理作業に従		
		事した職員		
		(3) 第1号に定める処理作業のう	0 千円	1日につき 400円
		ち消毒の作業に従事した職員		
(新型コロナウ		新型コロナウイルス感染症から	50,044 千円	1日につき 3,000
イルス感染症に		市民の生命及び健康を保護する	,	円
かかる特例)		ために緊急に行われた措置に係		(患者等の身体に
(14 Pt & -W - W - W - W - W - W - W - W - W -				接触して、又はこれらの者に長時間
		る業務であって、新型コロナウ		にわたり接して行
		イルス感染症患者等に関して直		う業務の場合は
		接行う調査若しくは新型コロナ		4,000円)
		ウイルス感染症患者等の看護若		
		しくは移送若しくは新型コロナ		
		ウイルス感染症の病原体に汚染		
		されている区域において行う当		
		該病原体の付着した物件若しく		
		は付着の疑いのある物件の処理		
		を行うもの又はこれらに準ずる		
		業務に従事した職員		
教員特殊業務手	主幹教諭、養	(1) 非常災害時の緊急業務		
当	護教諭等で	ア 非常災害時における児童等		
	給料表の1級	の保護又は緊急の防災・復旧	0 千円	1 目につき 8,000円
	、2級又は特2	業務		1 1
	級のもの	a de la forma de la colonia de		
	MX V) U V)	イ 児童等の負傷、疾病等に伴	0 千円	1目につき 7,500

	1		1	T .
		う救急業務		円
		ウ 児童等に対する緊急補導業	0 千円	
		務		円
		(2) 児童等引率指導業務(泊あり)	443 千円	1日につき 5,100
				円
		(3) 週休日等に行う対外運動競技	693 千円	
		等の児童等引率指導業務		円
		(4) 週休日等の部活動指導業務	191 千円	2時間以上3時間
				未満
				1日につき 1,900
				円
			1,117 千円	3 時間以上 4 時間
			,	未満
				1日につき
				2,700 円
			4 237 壬 田	4 時間以上
			1, 201 1	1日につき 3,600
				円
		(5) 週休日等の入学試験監督等業	3 千円	
		務		円(半日程度 900
松本光水本物	*************************************	**************************************	41 千円	円) 1日につき
教育業務連絡指	教務主任、学	教務その他の教育に関する業務	41 17	200円
導手当	年主任、生徒	についての連絡調整及び指導助		1 3
	指導主事等	言の業務		

(5) 時間外勤務手当

支給 実績	1,264,934千円
(令和4年度決算)	
職員1人当たり平均支給年額	443千円
(令和4年度決算)	
支給実績	1,166,706千円
(令和3年度決算)	
職員1人当たり平均支給年額	416千円
(令和3年度決算)	

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給・配偶者及び子以外の扶養親族 行政職俸給表(一)7級相当以下 6,500円行政職俸給表(一)8級相当 3,500円行政職俸給表(一)9	同じ		332, 725千円	241, 982円

	級相当以下 支給				
	しない				
	・子 10,000円				
	※満16歳の年度初				
	めから満22歳の年				
	度末までの間にあ				
	る子1人につき				
	5,000円加算	ш х. э	Front man of the	010 550 7 15	255 000
住居手当	自ら居住するため	異なる	【借家・借間居住	216,570千円	275, 886円
	の住宅を借り受け、		者】		
	一定額を超える家		·家賃27,000円以		
	賃を支払っている		下 家賃-16,000		
	職員又は世帯主で		円 ・家賃27,000円超		
	ある職員に支給		61,000円未満		
	【借家・借間居住者】		(家賃額-27,000		
	・家賃23,000円以下		円) ×1/2+11,000		
	家賃-12,000円		円		
	・家賃23,000円超		・家賃61,000円以		
			上 28,000円		
	55,000円以下				
	(家賃額-23,000				
	円) ×1/2+11,000				
	円				
	・家賃55,000円超				
	27,000円				
通勤手当	通勤のために交通	異なる	国:上限額	220,559千円	77, 444円
	機関等の利用を常		55,000円		
	例とすること、運賃				
	等の負担を常例と				
	すること、徒歩によ				
	り通勤するものと				
	した場合の通勤距				
	離が片道2km以上で				
	あること				
	【公共交通機関等				
	の利用者】				
	_				
	原則として、6か日本# ※ tu ※ fu / f				
	月定期券相当額(上				
	限額なし)				
	【自動車等の使用	異なる	国:2,000円~		
	者】		31,600円		
	通勤のために自動				
	車等の使用を常例				
	とすること、徒歩に				
	より通勤するもの				
	とした場合の通勤				
	距離が片道2km以上				
	であること				
	支給額:2,700円~3				
	0,700円				
管理職手当	管理又は監督の地	 異なる	国:34,900円~	299, 528千円	676, 137円
6 生 椒 ナ コ		共なる		200,020 1	010, 101 1
	位にある職員の職		146, 400円		
	のうち、市長の定め				
	るものに支給				
1	・属する職務の級及				1

	T	ı	1		
	び区分に応じ定め				
	る額 (定額)				
	40,000~103,700円				
初任給調整手	医員の職等にある	同じ	_	7,779千円	972, 450円
当	職員に、採用の日か				
	ら一定期間支給				
	・職員の区分及び採				
	用日以後の期間の				
	区分に応じ308,600				
	円以内				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜ	異なる	国:一般の宿日	一円	一円
	られた職員に支給		直勤務1回につ		
			き4,400円		
単身赴任手当	異動または勤務所	同じ	_	248千円	248,000円
	の移転により単身				
	で生活する職員に				
	支給				
管理職員	(1)管理職員が臨時	異なる	国:6,000円~	17, 188千円	56, 354円
特別勤務手当	又は緊急の必要に		18,000円(勤務		
	より週休日等に勤		6 時間超		
	務した場合に支給		9,000円~		
	勤務1回につき		27,000円)		
	6,000円~12,000円				
	(勤務6時間超				
	9,000円~18,000				
	円)				
	(2)平日深夜に勤務	異なる	国:3,000円		
	した場合に支給		~6,000円		
	勤務1回につき				
	3,000円~6,000円				
義務教育等	高等学校に勤務す	/		6,450千円	72, 476円
教員特別手当	る教育職員等に支				
	給				
	・職員の区分に応じ				
	職務の級、号級に対				
	応する額				
		ν	V		1

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

	分		分	給	料	月	額	等
						(参考) 類	頁似団体におけ	る最高/最低額
給	市	i ∮	長	1,110,000円]	1,	180,000円/	707,000円
料	副	市	長	897,000円	I	,	974,000円/	696,000円
	-3.6		_	505 000 H			005 000 /	504 000 H
報	議		長	727,000円			827,000円/	584,000円
#iii	副	議	長	647,000円			748,000円/	504,000円
酬	議		員	608,000円			700,000円/	475,000円

期	市		長	(令和4	4年度支給割合)	
末	副	市	長		3.25月分	
手当	議副議	議	長 長 員	·	4 年度支給割合) 3.25月分	
	市	-	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
退職	副	市	長	111万円×勤続年数×500/100 89.7万円×勤続年数×400/100	2, 220万円 1, 435. 2万円	任期毎 任期毎
手当	備		考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	員 数	対 前 年	主 な 増 減 理 由
部門			令和4年	令和5年	増 減 数	
	_	議会	19	19		
普	般	総務	420	4 4 9	2 9	総合センタ-新設(8)、再任用短→再任用フル(4)、
	行					組織改変(6)、施設長再任用化(4)
通	政	税 務	138	143	5	総合センター新設(3)、再任用短→正規(1)
	部	民生	823	830	7	総合センター新設(2)、組織改変(2)
会	門	衛生	367	373	6	再任用短→正規(2)、再任用短→再任用フル(1)
		労 働	1	1		
計		農林水産	6 4	6 6	2	再任用短→正規(2)
		商工	4 4	4 3	▲ 1	
部		土木	214	218	4	組織改変(4)
		計	2,090	2,142	5 2	〈参考〉
門						人口 1万人当たり職員数(R5) 52.12人
						(中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 47.28人
	教育	部 門	494	494		
	消防部	部 門	484	486	2	組織改変(2)
	小	計	3,068	3,122	5 4	〈参考〉
						人口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R5) 75.96人
						(中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 64.88人
公	病院		460	462	2	
営	水道					
企会	交通					
業計	下水道	_	87	88	1	※水道部門は香川県広域水道企業団において対象
等部	その作		135	134	▲ 1	とする。
門	小	計	682	684	2	
	合	計	3,750	3,806	5 6	〈参考〉
						人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R5) 92.6人
			[4,005	[4,005]		
]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		?	}	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	2	179	347	413	421	387	346	434	482	345	283	167	3,806

(3) 職員数の推移

(単位:人·%)

部門別 年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	1,974	1,963	2,005	2,018	2,090	2,142	168 (8.5%)
教育	481	498	495	501	494	494	13 (2.7%)
消防	478	485	478	476	484	486	8 (1.7%)
普通会計計	2,933	2,946	2,978	2,995	3,068	3,122	189 (6.4%)
公営企業等会計計	702	702	725	717	682	684	▲ 18 (2.6%)
総合計	3,635	3,648	3,703	3,712	3,750	3,806	171(4.7%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	A	質収支	В	職員給与費比率	令和3年度の総費用に
				B/A	占める職員給与費比率
令和	千円	千円	千円	%	%
4年度	10,025,684	0	508,994	5.1	4.9

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費213,993千円を含まない。

区分	職員数	給 与		与 費			一人当たり		(
	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費	B/A	
令和	人		千円	千円	千円		千円		千円	
4 年度	88	3 4 9	,098	79,942	140,903	569	9,943	6	, 477	

(参考)市町村平均
一人当たり給与費
千円
5,936

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務 職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が 含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	48.1 歳	363,023 円	542,780 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493, 186 円
事 業 者	歳		H

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市 (下水道事業)	高松市 (一般行政職・団体平均等)				
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)				
1,601千円	1,505千円				
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)				
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当				
2.40月分 2.0月分	2.40月分 2.0月分				
(1.35)月分 (0.95)月分	(1.35)月分 (0.95)月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・ 役 職 加 算 5 ~ 2 2 %	・ 役 職 加 算 5 ~ 2 2 %				

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

高松市 (下水道事業)	高松市 (一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤 続 2 0 年 19.6695月分 26.3655 月分	勤 続 2 0 年 19.6695月分 26.3655 月分
勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075月分	勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075月分
勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分	勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(2~20%加算)	(2~20%加算)
(退職時特別昇給 —)	(退職時特別昇給 —)
1人当たり平均支給額 - 千円 20,752千円	1人当たり平均支給額 2,587千円 21,976千円
(2)	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額 である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和	14年度決算)	22,097千円		
支給職員1人当たり平均支給	年額(令和4年度決	251, 105円		
支給対象地域	支給率	支給	対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高 松 市	6 %		88 人	6 %

工 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	817千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	25,520円

職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)						36.4%
手当の種類 (手当数)				1	
手当の名称 主な支給対象職員 主な支給対象業務			Ç	支給実績	左記職員	に対する支給
				(令和4年度決算)		単価
汚物処理手当	直接汚物処理に従事した職員	汚物の処理・清 、マンホール内 の作業・測量等		817千円	日額	1,060円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	27,224 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	363 千円
支給実績(令和3年度決算)	25,356 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	334 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当 の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

		一般行政職	一般行政職	支給実績	支給職員1人当た
手当名	内容及び支給単価	の制度との	の制度と異	(令和4年度	り平均支給年額
		異動	なる内容	決算)	(令和4年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,791千円	676,246 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	10,397千円	247,555 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,609千円	288,080 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	5,979千円	78,666 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	- 千円	— 円
管理職員特別勤	一般行政職の制度と同じ	同	同	27千円	9,000 円
務手当					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務し た職員に支給	同	同	- 千円	— 円
仪间别伤于目	・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100				

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は実質	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	A	収支	В	職員給与費比率	令和3年度の総費
				B/A	用に占める職員給
					与費比率
令和	千円	千円	千円	%	%
4年度	9,921,288	534,870	3,429,641	34.6	35.4

区	分	職員数	給		与	与 費			一人当7	こり
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費	B/A
令	和	人		千円	千円	千円		千円	=	千円

令和3年度の 一人当たり給与費 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が 含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給料の削減:平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間(後述の期間を除く。)、 給料の月額を職務の級に応じて1%~5%減額

平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月までの間、給料の月額を職務の級に応じて 2.75 %から 8.75%減額(医師・歯科医師は $1\sim5$ %減額)

平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間、給料の月額を職務の級に応じて1%~5%減額

管理職手当の削減: 平成23年度から平成26年度までの間、職層ごとの定額から一律5%減額 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間、職層ごとの定額から一律 5%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業 (医師)	46.3歳	587,307 円	1,389,381 円
(看護師)	40.6歳	342,943 円	548,326 円
(医療技術)	39.0歳	347,510 円	542,707 円
(事務)	42.3歳	365,537 円	570,147 円
(労務)	62.0歳	397,288 円	568,232 円
団 体 平 均	43.1歳	329,692円	591,002 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市 (病院事業)	高松市 (一般行政職等)			
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,110千円	1,505千円			
(令和 4 年度支給割合)期末手当勤勉手当2.40月分2.00月分(1.35)月分(0.95)月分	(令和 4 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%	・ 役 職 加 算 5 ~ 20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

高松市 (病院事業)				高松市 (一般行政職等)			
(支給率)	自己都合	勧奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・	定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655 月分		勤続20年	19.6695月分	26.3655	月分

勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 47.709 月分 47.709 月分 最高限度 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~22%加算) (2~22%加算) _)) (退職時特別昇給 (退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 1,051千円 18,655千円 1人当たり平均支給額 2,587千円 21,976千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された 平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和		152,977 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				335,354 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		一般行政職の制度 (支給率)
高松市(下記を除く)	6 %		417人	6 %
<医師・歯科医師>	16 %		61人	16 %

工 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年		235,030 千円				
支給職員1人当たり) 平均支給年額	頁(令和4年度決算)		612,	324 円	
職員全体に占める言	F当支給職員の)割合(令和4年度)	84.0 %			
手当の種類(手当数	数)				17	
手当の名称	主な支給対	主な支給対象業務		支給実績	左記職員に対	
	象職員			(令 和 4 年 度 決 算)	する支給単価	
自動車乗務職員手	技能労務職	市民病院塩江分院に貧		0千円	月額 4,400 円	
当		職員で、自動車の運転るもの	に従事す			
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれ	れに係る	0千円	1日につき	
		損失の補償のために行	うう交渉		650 円	
交替制勤務手当	看護職	業務に従事した職員 交替制勤務等に従事 ⁻	ナステレ	0千円	1 回につき	
文 省 刑 勤 伤 于 ヨ	1 读 100	により、通常利用して		0117	1,140円	
		機関を利用できない職			,	
診療指導手当	医師又は歯	病院に勤務する医師		38,678千円	月額250,000	
	科医師	医師で医療技術の指導	算に従事		円までの範囲	
		するもの			内で管理者が 定める額	
研究手当	医師又は歯	病院に勤務する医師	又は歯科	36,375千円	THE STATE OF THE S	
	科医師	医師で次に掲げるもの				
		(1) みんなの病院院	長		月額100,000円	
		 (2) みんなの病院	訓院長又		月額80,000円	
		は市民病院塩江分院院			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		(3) みんなの病院院	長補佐		月額75,000円	
		(4) 市民病院塩江			月額70,000円	
		長又はみんなの病院医	療局長		□ ### a = 000 □	
		(5) 総括部長 (6) 市民病院塩江2	分院医療		月額65,000円月額60,000円	
		局長又は診療部長			/1 根 00,000[]	
		(7) 医長			月額50,000円	
		(8) 副医長			月額40,000円	
		(9) 医員			月額30,000円	

				1
病院業務従事手当	全職種	(1) 病院に勤務する栄養士、 調理職員又は精神病棟、感染症 病棟若しくは感染症病室に勤 務する用務職員	119千円	1 日につき 150円 (第 3 号 の適用を受け る場合を除く 。)
		(2) 病院に勤務する職員(前 号に該当する職員及び条例第 4条の規定の適用を受ける職 員を除く。)で、医療業務に従	82千円	。) 1日につき 130円 (次号の 適用を受ける 場合を除く。
		事したもの (3) 前2号のいずれかに該 当する者で、精神保健指定医の 診察の立会い又は入院のため の患者の移送の業務に従事し	0千円) 1日につき 290円
有害物等取扱手当		たもの (1) 病院に勤務する職員で、病原体の研究、検査及び検体探取業務並びに有害物(労働省会衛生規則(昭和47年労働省会第32号)第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。)を使用する検査、調剤等の業投与でに有毒薬物の調剤及びに発展した。	2,125千円	1日につき 160円
		の業務に従事したもの (2) 病院に勤務する職員(医 師若しくは診療放射線技師を はこれらの職員を補助する に限る。)で、エックス線 他の放射線を人体に対して 射する業務又はこれに準じる 業務(MRI検査を除く。)に 従事したもの		1日につき 160円
(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)		ウタウ華関をれ症民た係ウロは下し準めウタウ華関をれ症民た係ウロは下し準めのようないという。 及急で感ルいに探との説がって、健能告感らす置ロ型者。査らがの感がついて、と限以びにあいまなして、といいがのに、といいがのに、といいがのに、といいがのに、といいがのに、というのが、者症をであいないとないが、というのが、者にあいるののののが、者にあいるというにないが、というのが、者にあいが、方に、というのが、者にあいるというに、というのが、者にあいるののののでは、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、者に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのは、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのが、方に、というのは、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに	9千円	1日につき 3,000円
		新型コロナウイルス感染症 患者等の身体に接触して、又は これらの者に長時間にわたり 接して行う業務その他管理者 がこれに準ずると認めるもの であるとき	8,044千円	1日につき 4,000円
精神病治療業務手当		病院に勤務する職員で、重大な精神障害がある者に接して治療業務に従事したもの又は直接、重大な精神障害がある者に	0千円	1日につき 150円

	接する業務に従事したもの		
死体取扱手当	病院に勤務する看護師又は臨	0千円	1 体につき
	床検査技師で、死体の解剖補助		400円
	作業に従事したもの		
感染症治療等業務	(1) 病院に勤務する職員で、	19千円	
手当	感染症病棟又は感染症病室の		
	汚染区域において、直接、患者		
	に接する業務又は当該感染症		
	の病原体の付着した物件若し		
	くは付着の疑いのある物件の		
	処理作業に従事したもの ア 条例第4条の規定の適用		1 目につき
	を受ける職員		150円
	イーその他の職員		1日につき
			290円
	(2) 前号に定める処理作業		1日につき
	のうち消毒の作業に従事した		400円
	€ Ø		
(新型コロナウイ	上記の業務が新型コロナウ	1,257千円	1日につき
ルス感染症にかか	イルス感染症から市民の生命		3,000円
る特例)	及び健康を保護するために緊		
	急に行われた措置に係る業務		
	であって、新型コロナウイルス		
	感染症患者等の診療、看護若し		
	くはこれらの者に接するもの		
	若しくは新型コロナウイルス		
	感染症の病原体が付着した物 件若しくは付着の疑いのある		
	物件の処理を行うもの又はこ		
	れらに準ずるものとして管理		
	者が認めるものであるとき		
	新型コロナウイルス感染症	30,200千円	1日につき
	患者等の身体に接触して、又は	,	4,000円
	これらの者に長時間にわたり		
	接して行う業務その他管理者		
	がこれに準ずると認めるもの		
	であるとき		
診療手当	(1) みんなの病院の産科に	23,743千円	
	勤務する医師又は助産師で、分		
	べんの業務に従事したもの(助		
	産師にあっては正規の勤務時間(計業規則第21条平は第22		
	間(就業規則第 31 条又は第 32 条の規定の適用がある場合を		
	除く。)以外(以下「正規の勤」		
	務時間以外」という。)に従事		
	した場合に限る。)		
	ア医師		1 件につき
			10,000円
	イ 助産師		1 件につき
			5,000円
	(2) 病院に勤務する医師(管		
	理職手当の支給を受けている		
	者に限る。)で、宿直勤務又は		
	日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務		
	おいて1時間以上の診療業務に従事したもの		
	ア・診療業務に従事した時間		1回につき
			1 回にうさ6,000円
	が1時間以上2時間未満であ		0,000[]
	る場合		
	イ 診療時間が2時間以上4		1回につき
Ī	1		

時間未満である場合

ウ 診療時間が4時間以 上6時間未満である場合

エ 診療時間が6時間以上である場合(オに該当する場合を除く。)

オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合

 12,000円 (日直勤務(その従事時間 が高松市立病 院宿日直規程 (平成23年高 松市病院局管 理規程第18号 。以下「宿日 直規程」とい う。) 第3条 第1項第2号 に規定する従 事時間である ものに限る。 以下この項に おいて同じ。) において診 療時間が3時 間45分を超え た場合は、 22,000円) 1回につき 18,000円 (日直勤務の 場合には、 28,000円) 1回につき 24,000円 (日直勤務の 場合又は宿直 勤務(その従 事時間が宿日 直規程第3条 第1項第1号 に規定する従 事時間である ものに限る。 以下この項に おいて同じ。) において診 療時間が10時 間15分を超え た場合は、 34,000円) 1回につき 44,000円 (宿 直勤務を命ぜ られた時間が 5時間未満の 場合は、 28,000円)

1回につき 10,000円

		合を除く。) イ 宿直勤務において診療時間10時間15分を超えた場合(ウに該当する場合を除く。) ウ 宿直勤務又は日直勤務を前でいる。 ウ ででである。 ウ でではいる。 ウ でではいる。 ではい。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1回につ円 10,000円 1回につ円 20,000円 直 動れた間 5時間 場 5時間 場
		(4) 病院に勤務する医師で、救急患者(救急車による外来患者をいう。)の診療業務に従事したもの	76 10,000円) 1件についた 3,000円 (当該が一般のでは 一般では 3,000円 (当該が一般のでは 1000円 (当該が一般のでは 1000円 (当該が一般のでは 1000円 (当該が一般のでは 1000円 (当該が一般のでは 1000円 (当該ののでは 1000円 (当該ののでは 1000円 (当該ののでは 1000円 (当該ののでは 1000円 (当該ののでは 1000円 (当該のでは 1000円 (当該のでは 1000円 (当該のでは 1000円 (当該のでは 1000円 (当該のでは 1000円 (当該のでは 1000円 (当該のでは 1000円 (もないでも 1000円 (もないを 1000円 (もないを 1000 (も 1000円 (も 1000円 (も 1000円 (も 1000円 (も 1000円 (も 1000円 (も 10000円
		(5) みんなの病院に勤 務する医師で、正規の勤務 時間以外に全身麻酔の業 務に従事したもの	1件につき 5,000円
		(6) 病院に動物的 23年 医	1日につき 10,000円 (3時間未満 の場合は、 6,000円)
		(7) 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したもの	1日につき5,000円(臨時又は緊急の必援業務にる応援した場合は、10,000円)
輪番業務従事手当	医 師	病院に勤務する医師で、病 院群輪番制による二次救 急業務に従事したもの	1回につき 10,000円(4 時間以下の場 合は、5,000円)
待機手当	医師養矮技術	病院に勤務する医師(産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。)又はその他の職員(診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、助産師及びみんなの病院の手術室又は3病棟に勤務する看護師に限る。)で、救急患者に対処するため、正規の勤務時間以外において自宅等での待機の態勢を命ぜられたもの-29-	1回につき 3,000円

		ア 午後5時15分から翌日の		
		午前8時30分まで待機した職員(みんなの病院の3病棟に勤		
		務する看護師を除く。以下この		
		項アにおいて同じ。)又は週休		
		日、休日若しくはこれに相当す		
		る日に午前8時30分から午後		
		5 時15分まで待機した職員		1 🗆 🗷 ० *
		イ 午後7時15分から翌日の 午前8時30分まで待機した職		1回につき 2,600円
		員(手術室に勤務する看護師で		2,00011
		アの規定の適用を受けないも		
		のに限る。)		
		ウ 午前1時から午前7時ま		1回につき
		で待機した職員(みんなの病院)の3病棟に勤務する看護師又		1,200円
		は助産師(アの規定の適用を受		
		けない者に限る。)に限る。)		
夜間看護等手当	看護職	(1) 病院に勤務する看	59,319千円	
		護師又は管理者がこれに		
		準ずると認める職員(いず れも正規の勤務時間によ		
		る勤務の一部又は全部が		
		深夜(午後10時から午前5		
		時までの間をいう。以下同		
		じ。)である場合に限る。		
) で、当該深夜において看		
		護等の業務に従事したもの		
		ア当該正規の勤務時間		1回につき
		が深夜の全部を含むもの		6,650円
		である場合		
		イ 当該正規の勤務時間		
		が深夜の一部を含むものである場合		
		(ア) 深夜における勤務		1回につき
		時間が4時間以上のとき		3,550円
		(イ) 深夜における勤務		1回につき
		時間が2時間以上4時間		3,100円
		未満のとき (ウ) 深夜における勤務		1回につき
		時間が2時間未満のとき		2,150円
		(2) 病院に勤務する職		1回につき
		員(看護師及び前号の職員		3,500円
		を除くものとし、正規の勤		
		務時間による勤務の一部		
		又は全部が深夜である場合に限る。)で、当該深夜		
		において看護補助の業務		
		に従事したもの		
災害応急作業等手	全職種	(1) 異常な自然現象により	0千円	1日につき
当		重大な災害が発生し、又は発生		480円
		するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した		(日没から日 出までの間に
		職員		おいて従事し
				た場合はその
				額にその100
				分の50に相当
				する額を加算した額)
		(2) 異常な自然現象により		1日につき
		重大な災害が発生した箇所又		730円
L	1	- 30 -		* *

		は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員		日はおいます。 日はおい場合でではなりでのでででででででででででででででできる。 日にしいますが、 日にしのののではないできます。 日にしのののできますが、 日にしのののできますが、 日にしのののできますが、 日にしのののできますが、 日にしのののできますが、 日にしののできますが、 日にしののできますが、 日にしののできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいのできますが、 日にしいいできますが、 日にいいでものできますが、 日にいいでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもので
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 1 (1)	4,229千円	1 日 (4) (4) (5) (3) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (7) (7
看護職員等処遇改 善手当	看護 職	みんなの病院に勤務する 看護職員(助産師、看護師 、准看護師及び保健師をい う。)	22,734千円	
	医療技術職	みんなの病院に勤務する 栄養士、社会福祉士又は医療職給料表(二)の適用を 受ける職員(薬剤師を除く 。)		月額6,000円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	276,870 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	661 千円
支給実績(令和3年度決算)	280,899 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)	666 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手 当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名 内容及び支給単価	般行政職 の制度 ごの異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)

扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がない場合1人目の 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの間にあ る子1人につき5,000円加算	同じ		39,479千円	249,606 円
住居手当	自ら居住するための住宅を 借り受け、一定額を超える 家賃を支払っている職員又 は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃 -12,000円 ・家賃23,000円超55,000円 以下 (家賃額-23,000円)× 1/2+11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円	同じ		35, 665千円	306, 796 円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること【公共交通機関等の利用者】・原則として、6か月定期券相当額(上限額なし)	同じ		30,682千円	87,454 円
	【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること支給額:2,700円~30,700円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、管理者の定めるものに支給・属する職務の級及び区分に応じ定める額(定額)29,500~111,700円	同じ		46,534円	816,384 円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、 採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以 後の期間の区分に応じ 308,600円以内	同じ	_	155,772千円	3, 094, 810 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員に支給	同じ		33,976千円	349,968 円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転に より単身で生活する職員に 支給	同じ	_	1,380千円	360,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 深夜に勤務した職員に 支給	同じ	_	39,554千円	209,190 円

	・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額 ×25/100				
管理職員 特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給勤務1回につき6,000円~12,000円(勤務6時間超9,000円~18,000円)(2)平日深夜に勤務した場合に支給勤務1回につき3,000円~6,000円	同じ	_	88千円	22,000 円